

第 88 号議案

指定管理者の指定の件（相樂園ほか）

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を指定する。

令和4年11月28日提出

神戸市長 久 元 喜 造

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
相樂園	神戸市兵庫区下沢通7丁目2番28号 神戸市造園協力会・神戸市公園緑化協会 グループ 代表者 一般社団法人神戸市造園協 力会 代表理事 東 真	令和5年4月 1日から令和 10年3月31日 まで
森林植物園	神戸市須磨区緑台 公益財団法人神戸市公園緑化協会 代表理事 岡田 健二	
離宮公園	神戸市須磨区緑台 神戸須磨離宮グループ 代表者 公益財団法人神戸市公園緑 化協会 代表理事 岡田 健二	
北神戸田園スポ ーツ公園	神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号 神戸電鉄・ミズノ運営共同事業体 代表者 神戸電鉄株式会社 代表取締役 寺田 信彦	

理 由

相樂園等の指定管理者の指定をするに当たり、議会の議決を経る必要があるため。